

別紙 7

(農泊推進対策に関する事業に係る運用)

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の④に掲げる農泊推進対策の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容等

農泊推進対策は、「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るための取組を支援するものであり、その具体的な事業内容、事業実施主体、選定要件等は別表に定めるものとする。

1 農泊推進事業

農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立や農山漁村に賦存する伝統料理等の「食」、美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組や情報発信等の取組

2 人材活用事業

農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、地域外の人材や専門的スキル等を活用する取組

3 施設整備事業

古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、農林漁家レストランの整備や修景など、農泊を推進するために必要となる施設等の新設又は補修・改修を行う取組

4 広域ネットワーク推進事業

観光ビジネスとして持続可能な体制により磨き上げられた地域資源を観光誘客に結びつけ、関係省庁と連携した国内外の旅行者や旅行事業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信等する取組

(1) 都道府県単位における取組

(2) 全国単位における取組

第 3 事業実施期間

各事業の実施期間は、次の期間を上限とする。

1 第 2 の 1 の事業は 2 年間とする。

2 第 2 の 2 の事業は 2 年間とする。

3 第 2 の 3 の事業は 2 年間とする。

4 第 2 の 4 の事業は 1 年間とする。

第4 事業の公募

事業の公募は、以下に掲げる者が、別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び選定を行うものとする。

- 1 第2の1から3までの事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合にあっては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）
- 2 第2の1から3までの事業を実施しようとする地域が沖縄県に所在する場合にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
- 3 第2の1から3までの事業を実施しようとする地域が2以外の都府県に所在する場合にあっては、地方農政局長
- 4 第2の4の（2）の事業を実施しようとする場合にあっては、農村振興局長（以下、1から4までに掲げる者を「地方農政局長等」という。）

第5 事業実施の手続

- 1 第2の1から4までの事業にあっては、事業実施主体は、事業の開始年度において、別紙8に定めるところにより、各事業の内容を取りまとめの上、振興推進計画を策定し、実施要綱第4に定める事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

2 振興推進計画策定の留意事項

振興推進計画の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- （1）振興推進計画には、振興推進計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標を定めること。

第2の1から3までの事業にあっては、体験プログラムの販売や宿泊料等の売上げに係る数値目標を定めること。また、宿泊者数、雇用者数、外国人旅行者数、定住人口、遊休農地の解消、農林漁業体験者数の中から1つ選択し、数値目標を定めること。なお、目標を定める際には、第2の1から3までの取組に対応した目標となるようにすること。

- （2）振興推進計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。

- （3）振興推進計画の目標及び評価指標の設定内容に対して取組の内容が妥当であること。

- 3 事業実施計画の策定に当たっては、第2の1から4までの事業における事業の開始年度において、別紙8に定めるところにより、目標年度までの取組内容を記載し、各事業の内容を取りまとめの上、事業実施計画を策定するものとする。

- 4 地方農政局長等は、1により提出された振興推進計画及び事業実施計

画の内容、対象経費等を精査し、実施要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

- 5 第2の1から3までの事業にあっては、事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度において、別紙8に定めるところにより、年度別事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 6 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、4により承認した振興推進計画及び事業実施計画並びに5により提出された年度別事業実施計画について、別紙8に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。
- 7 別紙8に定める振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更については、4に準じて承認等を行うものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内で、別紙8に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第7 完了報告

事業実施主体は、第5の4により地方農政局長等が承認した振興推進計画及び事業実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、別紙8に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第8 事業実施結果の評価

- 1 第2の1及び2の事業にあっては、事業実施主体は、別紙8に定めるところにより、事業の開始年度から起算して2年目の年度である目標年度までの毎年度、振興推進計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

第2の3の事業を実施する場合にあっては、事業の開始年度から起算して3年目の年度である目標年度において、振興推進計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、別紙8に定めるところにより、事業実施主体から報告された評価の内容を評価し、その結果を公表するものとする。また、地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により事業評価の内容を評価するに当たり、別紙8に定めるところにより、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。
- 4 1により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事

業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を公表するものとする。

別表

| 事 項 | 具体的な事業内容 | 事業実施主体 | 選定要件 | 交付率及び助成額 |
|----------|---|--|--|---|
| 1 農泊推進事業 | <p>農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立や農山漁村に賦存する伝統料理等の「食」、美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組、情報発信等の取組</p> | <p>以下に掲げる法人又は団体であり、かつ、別に定める公募要領により応募した法人又は団体の中から選定されたものとする。</p> <p>(1) 地域協議会（別紙8の第6の1に定める協定を定めた団体。以下同じ。）</p> <p>(2) 農業協同組合</p> <p>(3) 農業協同組合連合会</p> <p>(4) 森林組合</p> <p>(5) 森林組合連合会</p> <p>(6) 漁業協同組合</p> <p>(7) 漁業協同組合連合会</p> <p>(8) 農林漁業者が組織する団体</p> <p>(9) 地方公共団体が出資する団体</p> <p>(10) 地域再生推進法人</p> <p>(11) PFI事業者</p> <p>(12) 特定非営利活動法人</p> | <p>以下の要件のうち（1）及び（2）と（3）のいずれかを満たすこと。</p> <p>(1) 農泊を観光ビジネスに資する取組として実施すること。</p> <p>(2) 事業実施主体の欄の（1）を事業実施主体とする場合にあつては、構成員に市町村及び農泊実施の中心的な役割を担う法人又は法人になる見込みの団体を含むこと。</p> <p>(3) 事業実施主体の欄の（2）から（12）までを事業実施主体とする場合にあつては、農泊の取組内容を記載した事業実施計画について、市町村の認定を受けること。</p> | <p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 各年度の助成額の上限は、事業開始年度は800万円、事業開始年度の翌年度は400万円とする。</p> |
| 2 人材活用事業 | <p>農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、地域外の人材や専門的スキル等を活用する取組</p> | <p>事項の1の事業を実施している法人又は団体とする。</p> | <p>農泊の推進に資する事業であること。</p> | <p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 各年度の助成額の上限は、250万円とする。</p> |
| 3 施設整備事業 | <p>農泊を推進するために必要となる以下の施設の新設又は補修、改修を</p> | <p>以下に掲げる法人又は団体であり、かつ、別に定め</p> | <p>以下の要件を全て満たすこと。</p> | <p>交付率は1／2とする。</p> |

| | | | | |
|-----------------------|--|--|---|---|
| | <p>行う取組</p> | <p>る公募要領により応募した法人又は団体の中から選定されたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村 (2) 地域協議会の構成員である法人 (3) 農業協同組合 (4) 農業協同組合連合会 (5) 森林組合 (6) 森林組合連合会 (7) 漁業協同組合 (8) 漁業協同組合連合会 (9) 農林漁業者が組織する団体 (10) 地方公共団体が出資する団体 (11) 地域再生推進法人 (12) P F I 事業者 (13) 特定非営利活動法人 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施主体の欄の(2)から(13)までに掲げる団体等を事業実施主体とする場合あつては、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。 (2) 事業実施主体の欄の(2)から(13)までに掲げる団体等を事業実施主体とする場合あつては、整備する施設の利用規程を作成し、市町村の認定を受けること。 (3) 農村振興局長が別に定める基準に適合するものであること。 | |
| <p>4 広域ネットワーク推進事業</p> | <p>観光ビジネスとして持続可能な体制により磨き上げられた地域資源を観光誘客に結びつけるため、関係省庁と連携し、国内外の旅行者や旅行事業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信等する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都道府県単位における取組 (2) 全国単位における取組 | <p>(1)の事業にあつては都道府県、(2)の事業にあつては以下に掲げる法人又は団体であり、かつ、別に定める公募要領により応募した法人又は団体の中から選定されたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定非営利活動法人 (2) 一般社団法人又は一般財団法人 (3) 公益社団法人又は公益財団法人 (4) 観光協会 (5) 旅行業者が組織する団体 (6) 民間企業 (7) その他農村振興局長が必要と認める団体等 | <p>農泊の推進に資する事業であること。</p> | <p>交付率は定額とする。 (1)の事業の助成額の上限は、1都道府県当たり250万円とする。</p> |